

議第34号

福山市道路占用料条例の一部改正について

条例第21号

福山市道路占用料条例の一部を改正する条例

福山市道路占用料条例（昭和41年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

道路占用料金表

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			1級地	2級地	3級地
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	570		
	第2種電柱		870		
	第3種電柱		1,200		
	第1種電話柱		510		
	第2種電話柱		810		
	第3種電話柱		1,100		
	その他の柱類		51		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5	
	地下に設ける電線その他の線類	3			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000			
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45		
	外径が0.15メートル		61		

	以上0.2メートル未満のもの				
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300	
	外径が1メートル以上のもの			610	
法第32条第1項第3号に掲げる施設（自動運行補助施設を除く。）		占有面積1平方メートルにつき1年		1,000	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				1,000	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			900	
	地下に設ける通路			540	
	その他のもの			1,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日		18	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月		180	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	
	標識		1本につき1年	810	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	18
		その他のもの		1本につき1月	180
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	18

	施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800		
		その他のもの		900		
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000		
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	180		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額		
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額				
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.015を乗じて得た額		
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.015を乗じて得た額		
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額		
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.015を乗じて得た額		
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.025を乗じて得た額		
その他	自動車駐車場及び広場			2,200	1,100	550
	その他のもの			900	570	360

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に受けている第3条に規定する許可に係る占用料のうち、道路

法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第6号に掲げる施設並びに道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第4号及び第5号に掲げる占有物件に係るものについては、当該許可に関する限りにおいて、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による同意を得て協議が成立していた占有物件で、この条例の施行の際現に当該許可又は当該協議に係る占有の期間が継続しているもの（施行日以後に当該許可又は当該協議に係る期間が更新された占有物件を含む。以下「既存継続占有物件」という。）に係る単位当たりの占有料の額は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が、改正後の別表の規定を適用した場合の単位当たりの額（以下「改正後の占有料額」という。）を超える場合は、当該改正後の占有料額を占有料の額とする。

(1) 令和5年度 当該既存継続占有物件に係る改正前の別表に規定する単位当たりの占有料の額に1.2を乗じて得た額

(2) 令和6年度以降 当該既存継続占有物件に係る前年度の単位当たりの占有料の額に1.2を乗じて得た額

2023年（令和5年）2月27日提出

福山市長 枝 広 直 幹